

規制シート(様式)

190191300160001

平成28年12月27日

規制の名称	運河開設の免許	所管府省	国土交通省
根拠法令等	運河法(大正2年法律第16号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	水管理・国土保全局水政課長 甲川 壽浩 港湾局総務課長 島田 勤資
規制目的	公共的施設である運河について、その事業の公共性を担保しつつ営利主義の下に経営させることにより、運河事業の保護・発達を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・一般運送の用に供する目的をもって運河を開設しようとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。(第1条) ・免許を受けた者は、国土交通大臣が指定する期限内に都道府県知事に工事設計の認可申請を行い、認可を受けた時には認可日より6ヶ月以内に工事に着手し、指定の期間内に竣工しなければならない。(第2条) ・工事の全部又は一部が竣工し、運送を開始しようとするときには、都道府県知事の許可を受けなければならない。(第6条) ・免許を受けた者は、通行料その他運河使用に関する規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。(第7条) ・運河及び附属物件は、免許の効力が存続する間及びその効力が消滅後1年間は、都道府県知事の許可を受けなければ、譲渡し、又は担保に供することができない。(第10条) 	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	公共的施設である運河について、その事業の公共性を担保しつつ営利主義の下に経営させることにより、運河事業の保護・発達を図るという本法の目的を達成するため、国土交通大臣の免許及び都道府県知事の許可・認可による手続が必要であり、現行制度の維持が必要と考えている。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		